

益子町国土強靱化地域計画

令和8年3月
益子町

目次

はじめに	1
1 策定の趣旨	1
2 本計画の位置付け	2
3 計画期間	3
第1章 地域計画策定の基本的な考え方	4
1 基本理念	4
2 基本目標	4
3 基本方針	5
第2章 脆弱性評価	6
1 脆弱性評価の考え方	6
2 想定するリスク	7
3 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ	7
4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野	9
5 評価の実施手順	9
6 評価結果のポイント	10
第3章 強靱化の推進方針	11
1 施策分野ごとの推進方針	11
2 各分野における推進方針	12
第4章 計画の推進及び進捗管理	28
1 優先的に取り組む施策	28
2 各種施策の推進及び進捗管理	31
【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	32
【別紙2】交付金・補助金対象事業一覧	49
【別紙3】資料編	52

はじめに

1 策定の趣旨

近年、日本各地において局地的豪雨や大雪、大型台風、地震等の災害が発生しています。本町はこれまで大規模な災害発生が少なく、比較的安全な町と言われておりましたが、平成23年3月の東日本大震災や平成24年5月の竜巻被害、平成27年9月の関東・東北豪雨においては、多くの被害が発生いたしました。また、令和元年10月の台風19号においても、小貝川の水位が急上昇し、一部浸水の被害がありました。

このような中、国においては、東日本大震災を教訓とし、平成25年12月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号、以下「基本法」という。)」が施行され、また平成26年6月には、基本法第10条の規定に基づき、「国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)」が策定されるなど、大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させるため、国土強靱化に関する施策を策定、推進しています。さらに令和5年6月に中長期的な見通しに基づく取組を制度化することを主な内容として、基本法を改正し、同年7月にはデジタル新技術の活用や地域における防災力の一層の強化を新たな重点項目とした、新たな基本計画が策定されました。

また、栃木県においても、基本計画との調和を図りながら、平成28年2月に「栃木県国土強靱化地域計画(以下「県計画」という。)」が策定されました。

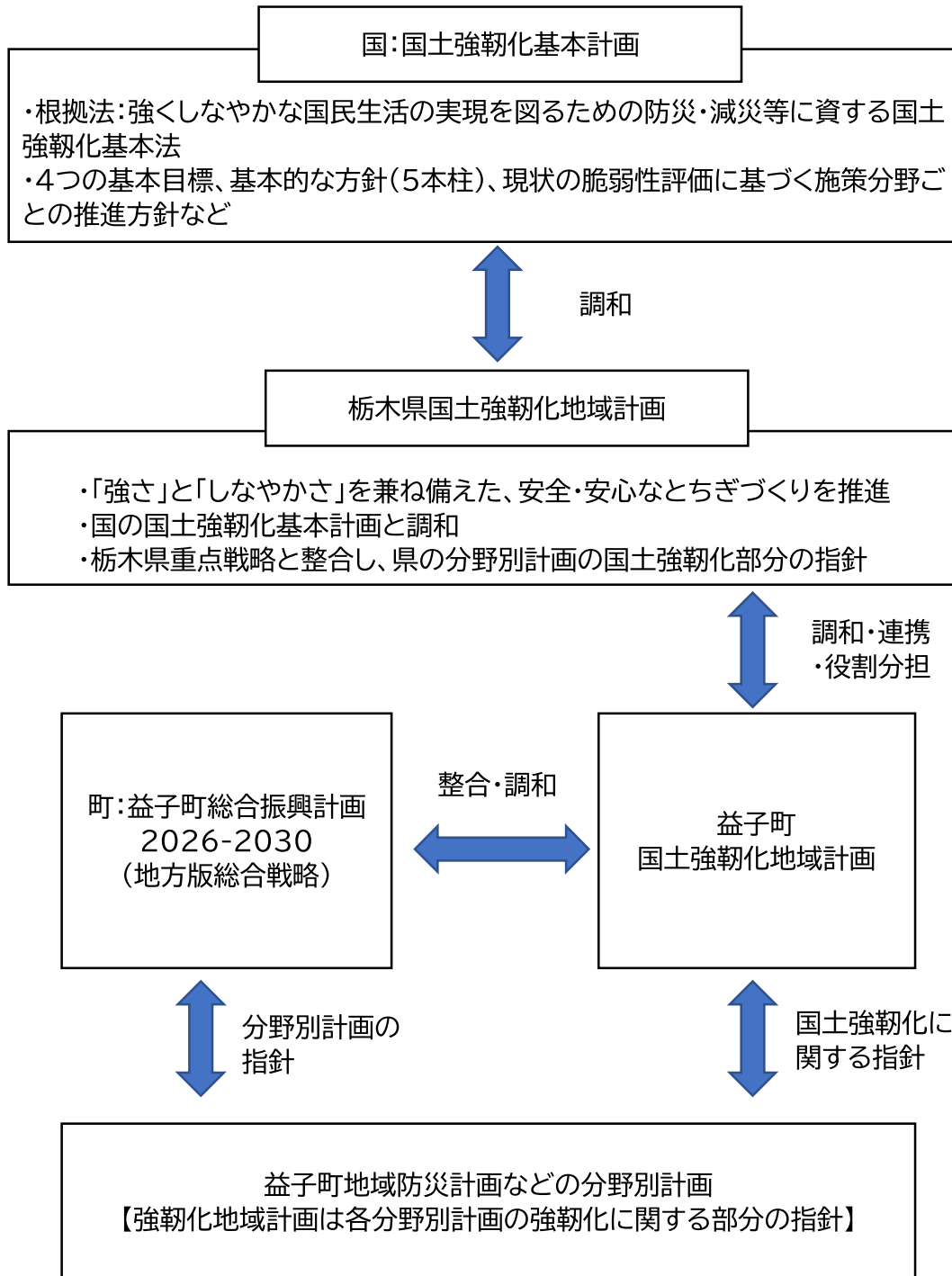
本町においても、東日本大震災や関東・東北豪雨等の被害から得た教訓を踏まえ、災害時に町民の生命・財産及び生活を守るとともに、国、県、関係機関が一体となり、強さとしなやかさを兼ね備えた安全・安心のまちづくりを推進するため、令和3年4月に「益子町国土強靱化地域計画(以下「本計画」という。)」を策定しました。

本計画は、策定後、資料の追加や文言の訂正など一部改訂を適宜行ってきましたが、近年の災害から得た教訓や町の取組の進捗状況を踏まえるとともに、国の基本計画や県計画との調和を図るため、令和8年度から令和12年度にわたる5年間の取組を位置付けた計画に改定を行います。

2 本計画の位置付け

本計画は、基本法第13条の規定に基づき、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものです。

また、国の基本計画及び県計画との調和を保つとともに、本町の他の計画等における国土強靱化の関連部分に関する指針となるものです。



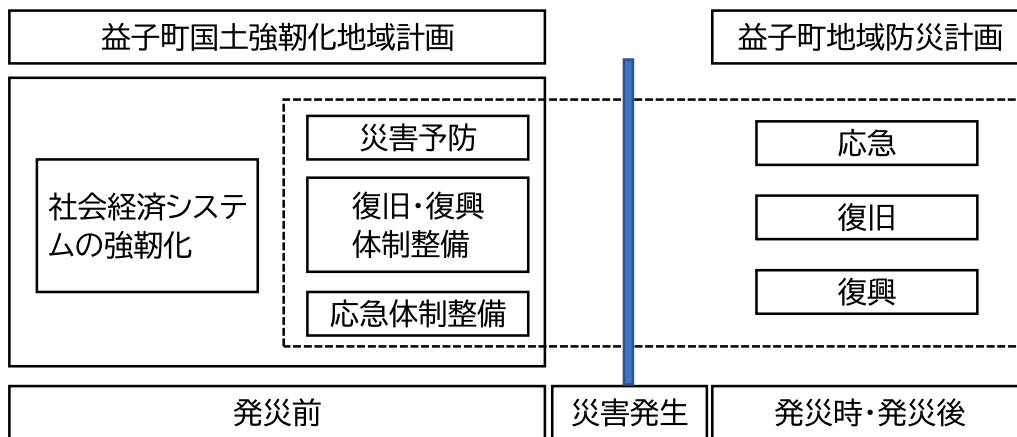
◆ 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係性

益子町地域防災計画(令和6年3月改訂版)では、「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」、「震災対策編」、「火災の事故災害対策編」、「原子力災害対策編」からなり、災害予防(減災)、応急及び復旧・復興対策について定めています。

一方、国土強靱化地域計画においては、あらゆるリスクを想定し、「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」を明らかにすることにより、災害発生時において最悪の事態に陥ることが避けられるよう強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくものです。

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごとの対応力の強化
主な対象フェーズ	災害発生前	災害発生時・発生後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	予防・応急・復旧対策
施策の重点化	○	-

【国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係イメージ】



3 計画期間

本計画は、令和8年(2026)度から令和12年(2030)度までの5年間を計画期間とします。ただし、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

第1章 地域計画策定の基本的な考え方

1 基本理念

本町は、これまで大規模な自然災害の発生が少ない町と言われてきましたが、平成23年3月の東日本大震災や平成27年9月の関東・東北豪雨では多くの被害を受けたほか、令和元年10月の台風19号では小貝川周辺の水位が急上昇し、一部浸水の被害がありました。今後も気象の急変に伴う局地的な自然災害の発生が懸念されます。

これらを踏まえ、災害に強いまちづくりに積極的に取り組むため、地域防災計画の見直しや、洪水ハザードマップの改訂、防災行政無線の整備など、さまざまな対策を進めてきたところですが、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施していくことが重要です。

また、少子高齢化の進行による人口減少、それに伴う公共施設等の利用需要の変化が予想され、公共施設等の老朽化が顕著となる施設が増加していく状況下で、今後も施設の改修や更新、長寿命化等の検討を進めていく必要があります。

そこで、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、町民の生命・財産を守り、町民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化を図るため、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた「安全・安心のまちづくり」を推進していきます。

2 基本目標

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 町民の生命の保護が最大限図られること2 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化4 迅速な復旧・復興 |
|--|

3 基本方針

国の基本計画及び県計画の基本方針を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興、地域経済の発展等に影響する大規模自然災害等に備えるため、以下の基本方針に沿って強靱化を推進します。

(1) 基本姿勢

- ① 急速な人口減少や少子高齢化の進展、町内社会資本の老朽化など、本町を取り巻く地域経済情勢を踏まえた施策を進めます。
- ② 災害時に全ての住民等が円滑かつ迅速な避難が可能となるよう、女性、高齢者、子ども、障がい者、要配慮者、外国人等に十分配慮して対策を講じます。
- ③ 自助、互助・共助及び公助を基本として、事業継続性(BCP)確保を始めとし、国、県、近隣自治体、町民、民間事業者等と適切な連携と役割分担の下、施策に取り組みます。
- ④ 強靱化を推進する担い手の確保と活躍できる環境整備に努め、あらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 町内の防災拠点となる施設等のハード対策と、自主防災組織の活動支援や意識啓発等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- ② 交通・通信・エネルギーなどのライフラインが一体的に安定して機能するよう、相互関連性も踏まえた強靱化を図ります。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平常時にも町民の安全・安心や町の活性化策等にも資する対策となるよう工夫します。

(3) 効果的な施策の推進

- ① 施策の持続的な実施に配慮し、選択と集中による施策の重点化を図ります。
- ② 既存の社会資本の有効活用や施設の効率的かつ効果的な維持管理により、費用を縮減しつつ施策を推進します。
- ③ 限られた資金を最大限に活用するため、民間が持つ資金や高い技術力の導入を促進します。
- ④ 施策を効率的に進めるためデジタル化等を推進します。

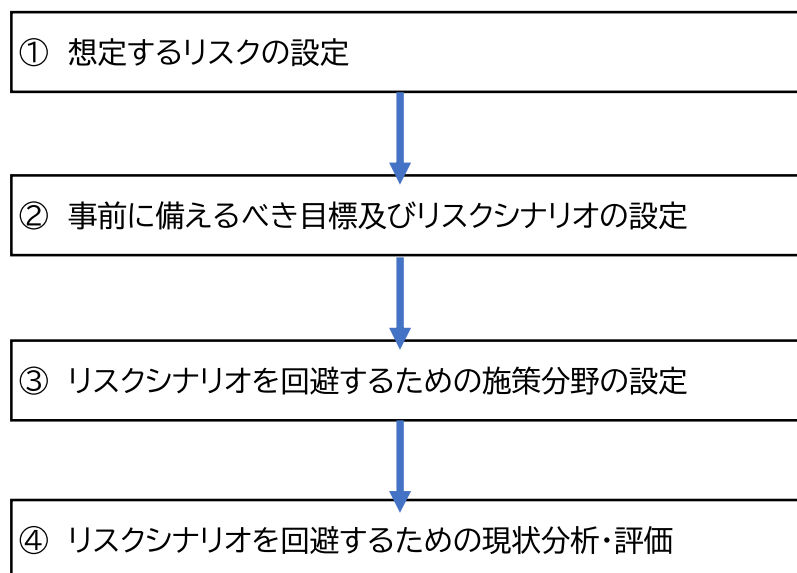
第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国の基本計画及び県計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価(以下「脆弱性評価」という。)の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、県計画を参考に以下の手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定します。

【脆弱性評価の手順】



2 想定するリスク

国の基本計画及び県計画では、「大規模自然災害全般」を想定するリスクとして設定しています。

町としては、町民生活や地域経済に影響を及ぼすリスクとして、今後も気象の急変に伴う局地的な自然災害の発生が懸念されること、また首都直下型地震等が遠くない将来に発生する可能性があると予測されていること等を踏まえ、本計画においても大規模自然災害全般を想定するリスクとして設定します。

3 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、リスクシナリオを想定した上で行うものとされており、国の基本計画では、6つの事前に備えるべき目標と35の起きてはならない最悪の事態を設定しており、また県計画では6つの事前に備えるべき目標と27のリスクシナリオを設定し、分析・評価を行っています。

本計画においては、県計画を参考としながら、本町の地理的環境等を踏まえ、4つの基本目標を達成するため、6つの事前に備えるべき目標と、その妨げとなるものとして、27のリスクシナリオを次のとおり設定します。

【参考】

- 国の基本計画では設定されているが、本計画では採用しない例
 - ・広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
 - ・海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
 - ・複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
 - ・海上・臨海部の広域複合災害の発生

事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		No.	リスクシナリオ
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐこと	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊、密集市街地や不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生
		1-2	河川の大規模氾濫等に伴う広域かつ長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4	暴風雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐこと	2-1	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
3	必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1	町の職員・施設等の被災による大幅な機能低下
4	経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせないこと	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞
		4-2	有害物質の大規模拡散・流出による荒廃
		4-3	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-5	農地・森林や生態系等の被害による荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させること	5-1	防災・災害対応に必要な通信インフラが機能停止し、災害情報等の伝達不能
		5-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響

4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野

国の基本計画及び県計画において設定された施策分野を参考にしながら、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせや、地域社会・経済の強靱化、一体的・効果的な取組の推進などの視点を総合的に勘案し、本計画では、4つの施策分野を設定しました。

【県地域計画と本計画の施策分野】

	県地域計画の施策分野		本計画の施策分野	主な内容		
個別 施策 分野	(1)行政機能/消防等		1 行政機能/消防	・防災拠点の機能確保 ・消防、救急の確保等		
	(2)住宅・都市・土地利用			2 都市/インフラ	・都市基盤整備 ・ライフラインの確保 ・住宅、建築物の耐震化 ・道路整備等	
	(3)保健医療・福祉		3 町民生活		・災害情報の伝達 ・保健医療、福祉の確保等	
	(4)産業・エネルギー				4 産業経済	・経済活動の維持 ・農業 ・エネルギー等
	(5)情報通信・交通・物流					
	(6)農林水産					
	(7)国土保全・環境					
横断的 分野	(1)リスクコミュニケーション					
	(2)人材育成					
	(3)官民連携					
	(4)老朽化対策					
	(5)デジタル活用					

5 評価の実施手順

各リスクシナリオに対し、施策・事業の進捗状況の観点などを含め、現状分析・評価を実施しました。

評価結果については【別紙 1】「リスクシナリオごとの脆弱性評価結果」のとおりです。

6 評価結果のポイント

脆弱性評価結果は、【別紙1】のとおりであり、この評価結果を踏まえたポイントは以下のとおりです。

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる施策の推進

防災・減災対策や強靱化に資するについては、既に実施されているものもありますが、未だ不十分な状況にあります。

より強靱なまちづくりを推進するためには、施策の重点化を図りつつ、災害時にも機能する道路ネットワークの構築、インフラ等の施設整備及び建築物の耐震化等のハード対策と、自主防災組織の育成、防火訓練及び意識啓発などのソフト対策を組み合わせる事が重要と考えられます。

(2) 関係機関等との連携

国土強靱化に資する取り組みにおける個々の施策の実施主体は、庁内においては複数のセクションが関わるとともに、国、県、民間事業者など多岐に関連します。

そのため、役場組織内で横断的に取組を推進するとともに、国・県・近隣市町等との十分な情報共有・連携強化、民間事業者や町民との連携・協力により強靱化の輪を広げていく必要があります。

第3章 強靱化の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として第2章の4において設定した、4つの施策分野について、今後必要となる施策を検討し、次のとおり推進方針を定めました。

なお、これらの推進方針は、それぞれの分野の間で相互に関連する事項があるため、各分野における施策の推進に当たっては、適切な役割分担の下、庁内関係部課局が連携を図ることで、施策の実効性や効率性が確保できるよう十分に配慮します。

(1) 重要業績評価指標(KPI)の設定

計画の進捗管理の観点から、優先化・重点化する施策を中心に、各施設分野におけるリスク回避への貢献度などを勘案し、施策分野ごとに重要業績評価指標(KPI)を設定しました。

なお、この指標は、益子町総合振興計画2026-2030など関連計画における指標設定と整合を図るため、必要に応じて見直しを行っていきます。

2 各分野における推進方針

(1)行政機能／消防

①行政機能

情報の収集・伝達体制の確保(リスクシナリオ 1-5、5-1)
災害発生時において、国、県、町、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保します。 (主な取組) ・防災行政ネットワークシステムやデジタル技術等を活用した効果的な情報収集・伝達のあり方の検討 ・公共土木施設の迅速な復旧に向けた国、県、民間団体等との情報共有の強化

物資、資機材等の備蓄・調達体制の整備(リスクシナリオ 2-4、2-6、4-4、5-1)
災害発生直後の被災町民等の生活を確保するため、必要となる物資の現物備蓄及び流通備蓄に計画的に取り組みます。 また、備蓄物資の品目の選定については、高齢者、障がい者、女性、乳幼児、食物アレルギーのある方等に十分配慮します。 (主な取組) ・被害想定に基づく食料、生活必需品の備蓄の推進 ・医療機関等との連携による医薬品、資器材等の備蓄の推進 ・被災住民の避難生活等において必要となる防災用資機材の備蓄の推進 ・民間業者との新たな協定締結や防災協力事業所等登録制度の推進 ・災害時の給水体制の整備や他市町村等との協定の締結などにより、飲料水を確保する

避難所の環境整備、運営等支援(リスクシナリオ2-2、2-3、2-4)
要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送ることができるよう、トイレ、食事、就寝等、避難所の環境整備や、運営等への支援に取り組みます。 (主な取組) ・災害関連しゼロを目指した、避難所環境整備や避難所設置運営訓練の実施 ・被害想定に基づく食料、生活必需品の備蓄の推進(再掲) ・被災住民の避難生活等において必要となる防災用資機材の備蓄の推進(再掲)

相互応援体制の整備(リスクシナリオ 2-2、3-1)
町の対応能力を超える大規模災害に備え、地方公共団体間の広域相互応援体制や関係機関との協力体制を確立します。 (主な取組) ・近隣市町等との間で締結している災害時の相互応援協定の適切な運用 ・国や他自治体等からの応援を迅速かつ効果的に受けるため、町の受援体制の整備(物資や

資材等の供給などの受援手続など)

帰宅困難者対策(リスクシナリオ 2-5)

大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合に備えた対策を推進します。

(主な取組)

- ・連絡体制の整備、収容施設や代替輸送手段の確保等、県や公共交通機関等との連携強化
- ・帰宅困難者のための飲料水や食料等緊急物資の備蓄を促進

防災拠点機能の確保及び防災上重要な町有建築物の耐震化(リスクシナリオ 3-1)

大規模災害発生時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点の防災機能を関係機関と連携を図りながら、計画的に整備します。

「益子町建築物耐震改修促進計画」(四期計画)に基づき、防災上重要な町有建築物の耐震化を推進します。

(主な取組)

- ・町役場庁舎や消防施設、学校及び給食センター、中央公民館、町民会館、総合体育館、避難所等の計画的な保全
- ・防災拠点における太陽光発電や蓄電池等の自立分散型エネルギーの導入推進
- ・災害発生時などにおける臨時ヘリポートとしての中央公民館の防災拠点化
- ・防災上重要な町有建築物の耐震化
- ・特定天井等の非構造部材の耐震対策の推進

業務継続体制の整備(リスクシナリオ 3-1)

「益子町業務継続計画」の実効性を高め、災害対応力の向上を図るとともに、町の業務継続体制を強化します。

(主な取組)

- ・組織改編、業務内容や施設設備の変更等に応じた計画の改定
- ・訓練等の実施、検証を通じた新たな課題等の洗い出しによる継続的な計画の見直し
- ・住民情報等の重要情報を取扱うシステムのバックアップデータの保全

【重要業績評価指標(KPI)】	【現状値】	【目標値】
・防災上重要な町有建築物の耐震化率	96.8(R6)	100%(R12)
・備蓄非常用食料の充足率	100%(R6)	100%(R12)

②消防

火災予防に関する啓発活動、地域の消防力の確保(リスクシナリオ 1-1)

大規模な災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行える体制を整備します。

(主な取組)

- ・消防施設の計画的な保全
- ・消防団員の確保や資質の向上などの消防組織の充実・強化
- ・消防設備の充実
- ・緊急消防援助隊受援体制の適切な運用

消防広域応援体制の整備(リスクシナリオ 2-1)

町内で発生した大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするための対策を推進します。

(主な取組)

- ・緊急消防援助隊の受援体制の適切な運用【再掲】

【重要業績評価指標(KPI)】	【現状値】	【目標値】
・消防団の定員充足率	97.7%(R6)	100%(R12)

(2) 都市・インフラ

住宅、建築物の耐震化(リスクシナリオ 1-1)

「益子町建築物耐震改修促進計画」(四期計画)に基づき、効果的な普及啓発を行うとともに、国の支援制度(住宅、建築物安全ストック形成事業)等を有効活用し、県と連携しながら耐震化を促進します。

(主な取組)

- ・住宅の耐震化の促進
- ・病院、宿泊施設等、多数の者が利用する建築物の耐震化の促進
- ・避難路沿道建築物の耐震化の促進
- ・特定天井等の非構造部材の耐震対策の推進【再掲】

社会資本の老朽化対策(リスクシナリオ 1-1)

今後急速に進行する社会資本等の老朽化に対応するため、「益子町公共施設等総合管理計画」に基づき、コンパクトシティの形成を見据えた中長期的な視点による計画的な維持管理・更新に取り組みます。

(主な取組)

- ・公共建築物の長寿命化など計画的な維持管理・更新の推進
- ・道路・橋梁・上下水道等インフラの長寿命化など計画的な維持管理・更新の推進

老朽危険空き家対策(リスクシナリオ 1-1)

災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、関係機関と連携し、空き家対策を推進します。

(主な取組)

- ・老朽危険空き家の所有者に対する除却や適正管理の指導等の推進
- ・空き家バンクの登録、利活用の推進
- ・危険な空き家の除却等に向けた支援制度の活用促進

市街地整備(リスクシナリオ 1-1)

災害に対する被害拡大の抑制や円滑かつ安全な避難行動の実施に向けた避難路や避難場所の確保など、災害に強い市街地を目指した基盤整備や都市機能の更新を推進します。

(主な取組)

- ・避難路、物資輸送路等の整備促進
- ・避難路沿道建築物の耐震化の促進【再掲】
- ・防災機能を有する公園や緑地等の整備促進
- ・幹線道路等の無電柱化
- ・土地区画整理事業の推進
- ・市街地開発事業の推進
- ・図書館整備後の避難所利用

総合的な水害対策（リスクシナリオ 1-2）

水害を予防し、河川の安全性を高めるため、ハードとソフト対策を一体的に推進します。
集中豪雨等による市街地における浸水被害の解消を図るため、河川の改修や、道路排水施設整備を推進します。

（主な取組）

- ・河川の堤防・護岸整備などの河川改修や遊水池設置の要望
- ・河川の堆積土除去などの防災・減災対策推進の要望
- ・水害発生時の防災・減災対策、早期復旧のための資機材等の確保
- ・町民が洪水等から円滑に避難するための警戒周知
- ・防災情報の提供及び洪水ハザードマップの有効活用
- ・土地区画整理事業の推進【再掲】
- ・「田んぼダム」について、理解の促進を図ります。

河川管理施設の長寿命化対策(リスクシナリオ 1-2)

豪雨等による被害を最小限に止めるため、河川管理施設について、適正な維持管理や長寿命化対策を図ります。

（主な取組）

- ・河川管理施設に係る長寿命化計画の策定及び計画に沿った町管理の堤防・護岸、樋門・樋管、床固などの計画的・効果的な維持管理

総合的な土砂災害等の対策の推進(リスクシナリオ 1-3)

集中豪雨等による土砂災害等が発生した場合に、被害の軽減を図るため、ハード対策とソフト対策が一体となった総合的な土砂災害対策を推進します。

（主な取組）

- ・土砂災害防止施設の整備推進及び町有地における急傾斜地の整備
- ・土砂災害発生時の防災・減災対策、早期復旧のための資機材等の確保
- ・町民が土砂災害等から円滑に避難するための警戒周知
- ・防災情報の提供及び土砂災害ハザードマップの有効活用

山地防災対策(リスクシナリオ 1-3)

山地に起因する土砂災害の発生を防ぐため、山地防災対策を支援します。

（主な取組）

- ・山地災害防止に係る普及啓発の支援

緊急輸送体制等の整備(リスクシナリオ 2-2、2-4、2-6、4-3)

災害発生時において、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送するため、国、県、関係機

関と連携しながら、緊急輸送体制等を整備します。

(主な取組)

- ・県等との連携による臨時ヘリポートの選定
- ・災害発生時に交通や情報の手段の途絶等による可能性のある集落(孤立可能性集落)対策の推進

道路ネットワークの構築 (リスクシナリオ 2-4、2-6、5-1)

ネットワーク型コンパクトシティの形成を見据え、優先度や管理水準の見直しなどを図りながら、緊急輸送道路等の道路ネットワークの計画的な整備、耐震化、維持管理を推進するとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係者間で協議の上、随時指定路線の見直し等を行います。

(主な取組)

- ・緊急輸送道路に指定されている路線等の計画的な整備、耐震化、維持管理
- ・避難路沿道建築物の耐震化の促進【再掲】
- ・緊急輸送道路指定路線の随時の見直し、変更等
- ・緊急輸送道路の途絶を迅速に解消するための関係機関の連携等による装備資機材の充実、情報共有体制の整備

都市機能の維持・誘導(リスクシナリオ 2-2、2-4)

災害により物資等の供給が停滞・停止した際にも、地域拠点において、生命や生活に係る食料、医療等のサービス提供を維持できるようにするとともに、被災した拠点の都市機能を隣接した拠点で連携・補完できるよう、交通ネットワークの取組と連携を図りながら、拠点内へ必要な都市機能の維持・誘導を図ります。

(主な取組)

- ・居住や都市機能の適正な維持・誘導の推進(立地適正化計画の策定、用途指定区域における整備及び保全の整備及び保全の方針の策定)

【再掲】帰宅困難者対策(リスクシナリオ 2-5)

大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合に備えた対策を推進します。

(主な取組)

- ・連絡体制の整備、収容施設や代替輸送手段の確保等、県や公共交通機関等との連携強化【再掲】
- ・帰宅困難者のための飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進【再掲】

電源の確保(リスクシナリオ 4-1、5-1、5-2)

災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有等を図るため、安定した電源確保に資する取組を推進します。

(主な取組)

- ・本庁舎における非常用電源設備の適切な維持管理

道路の防災・減災対策(リスクシナリオ1-4、2-4、4-3、6-1)

災害発生時においても、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の防災・減災対策を推進します。

(主な取組)

- ・災害履歴がある箇所の防災・減災対策の実施
- ・建設業者との維持管理業務委託契約締結による道路施設の応急復旧体制の整備

交通結節点への連携強化(リスクシナリオ4-3)

大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合に備えた対策を推進するとともに、災害に対する予防や発生時における応急対策(防災・減災)、速やかな復旧・復興に資する都市施設の整備を促進します。

(主な取組)

- ・連絡体制の整備、収容施設や代替輸送手段の確保等、県や公共交通機関等との連携強化【再掲】
- ・避難路、物資輸送路等の整備促進【再掲】
- ・鉄道駅アクセス道路等の整備
- ・4m未滿の狭あいな道路の整備
- ・学校周辺の道路の整備

水道施設の耐震化(リスクシナリオ5-3)

災害発生時においても、町民生活への影響を最小限に抑えるため、上水道施設等の耐震化の推進を芳賀中部上水道企業団に要望します。

(主な取組)

- ・安定給水を継続するために重要な基幹施設及び基幹管路の耐震化を推進

下水道施設の耐震化(リスクシナリオ5-3)

被災時における町民の安心・安全な生活の確保を最優先とし、「避難所」や「重要医療施設」等の防災拠点における排水の機能を確保するため、耐震化を推進します。

(主な取組)

- ・重要医療施設や避難所と処理場を結ぶ重要管渠の耐震化を推進

下水道施設の耐水化(リスクシナリオ5-3)

処理場は、管渠と合わせて施設の根幹をなす下水道施設であり、処理場の機能停止を防止するために耐水化を推進

(主な取組)

- ・益子浄化センター施設の耐水化計画を策定し、計画に基づく整備促進

農業集落排水施設の老朽化対策(リスクシナリオ5-3)

災害発生時においても、継続的に汚水処理機能を確保するため、機能診断を踏まえた老朽化対策を推進します。

(主な取組)

- ・機能診断を踏まえた老朽化対策の着実な推進

有害物質の拡散・流出対策(リスクシナリオ4-2)

地震発生時における倒壊建屋等からの有害物質の拡散・流出や、近隣県の原子力発電所等における異常事態等による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策を推進します。

(主な取組)

- ・管理不十分な、老朽空き家の倒壊防止のため、除却や適正管理指導の実施
- ・有害物質の適正管理等の促進
- ・有害物質等の環境中への流出等の情報収集及び環境モニタリング調査の強化
- ・異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実

災害廃棄物の処理体制の整備(リスクシナリオ6-3、6-6)

県及び関係団体等と連携し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制整備を図ります。

(主な取組)

- ・災害廃棄物等の発生見込量の把握
- ・国、県、関係団体等の連携の強化
- ・災害廃棄物等の仮置き場の確保
- ・災害時における有害な物質を含む廃棄物の確実な処理方法の確立及び周知

居住の維持・集約(リスクシナリオ1-1、4-3、6-1)

既存コミュニティや公共交通沿線などの地域拠点を中心とした一定の人口密度を維持していくため、緩やかな居住の誘導・集約を図ります。

(主な取組)

- ・居住や都市機能の適正な維持・誘導の推進(立地適正化計画の策定、用途区域外における整備及び保全の方針の策定)

【重要業績評価指標(KPI)】	【現状値】	【目標値】
・住宅の耐震化率	91.7%(R6)	96%(R12)
・公共施設のうち、多数の者が利用する建築物の耐	86.5%(R6)	89%(R12)

震化率		
・都市計画道路の整備率	58.3%(R6)	60.3%(R12)
・都市機能誘導区域内に立地する誘導施設の割合	50.0%(R6)	増加(R12)

(3)町民生活

防災意識の高揚, 防災教育の実施 (リスクシナリオ 1-5)

災害発生時に町全体で、円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、普及啓発や防災教育、町民の防災意識の高揚、県及び関係機関・民間団体等との連携強化に努めます。

(主な取組)

- ・防災活動を的確に実行できるよう、職員に対する防災訓練の実施、防災研修会の開催を通じ、防災知識の普及に努める。
- ・社会福祉施設などの民間事業者等との連携体制の強化
- ・民間事業者との協働やデジタル技術の活用等による実践的な防災知識の提供

地域防災力の向上(リスクシナリオ1-4、1-5)

災害発生時に、被害を最小限に止めるため、地域で対応できる体制を整え、地域防災力の向上を図ります。

(主な取組)

- ・自主防災組織の育成・強化
- ・消防団の充実・強化, 活性化

町民等への災害情報の伝達(リスクシナリオ 1-5)

町民等への情報伝達手段として、防災情報メール配信をはじめ、地震・豪雨などの災害に応じた多様な手段を確立し、ICT等を活用した迅速かつ正確な災害情報の伝達を図ります。

(主な取組)

- ・SNS、防災アプリ等を活用し、情報伝達手段の多重化を促進
- ・防災行政ネットワークシステムを活用した効果的な情報伝達

避難行動要支援者対策(リスクシナリオ 1-5)

災害発生時の一連の行動に支援を必要とする「避難行動要支援者」への情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制を整備するため、対策を実施します。

(主な取組)

- ・「避難行動要支援者名簿」の活用
- ・情報伝達・避難誘導等に迅速に対応するための体制整備

外国人対策(リスクシナリオ 1-5)

日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、県と連携しながら、支援体制を整備します。

災害時における外国人住民支援の必要性について行政職員及び住民に対する意識啓発や外国人住民の防災への意識の向上を図ります。

(主な取組)

- ・防災に関する情報の多言語化等
- ・災害時における通訳ボランティアの確保
- ・外国人住民支援や外国人住民への防災に対する意識啓発の実施

【再掲】物資、資機材等の備蓄・調達体制の整備(リスクシナリオ 2-4、2-6、4-4、5-1)

災害発生直後の被災町民等の生活を確保するため、必要となる物資の現物備蓄及び流通備蓄に計画的に取り組みます。また、備蓄物資の品目の選定については、高齢者、障がい者、女性、乳幼児、食物アレルギーのある方等に十分配慮します。

(主な取組)

- ・被害想定に基づく食料、生活必需品の備蓄の推進【再掲】
- ・医療機関等との連携による医薬品、資器材等の備蓄の推進【再掲】
- ・被災住民の避難生活等において必要となる防災用資機材の備蓄の推進【再掲】
- ・民間業者との新たな協定締結や防災協力事業所等登録制度の推進【再掲】
- ・災害時の給水体制の整備や他市町村等との協定の締結などにより、飲料水を確保する【再掲】

医療関係団体との連携強化(リスクシナリオ 2-2)

医療関係団体との連携・協力により、災害時医療救護体制の充実を図ります。

(主な取組)

- ・医療関係団体との災害時の医療救護活動に関する協議、救護所の運営など連携・協力体制の構築、医療関係団体との通信訓練等の実施
- ・災害時の医療救護活動に係る連携会議の開催による町と医療関係団体との連携強化や情報共有化

救護班・救護所・トリアージ実施体制の整備(リスクシナリオ 2-2)

救護班・救護所の整備により、災害時における負傷者への医療救護体制を確保します。

(主な取組)

- ・医療関係団体との協議に基づく、医科・歯科の特別救護班の救護所への配置
- ・町内の医療機関等との協定に基づく災害時における救護所の設置、及び負傷者のトリアージ及び後方医療機関への搬送
- ・防疫医療班員を対象としたトリアージ研修等の実施、トリアージタグの購入及び救護所を設置する医療機関への配備

拠点となる病院におけるライフライン等の確保(リスクシナリオ 2-2)

拠点となる病院に対して、災害発生時のライフライン等の確保や建物の耐震性の向上について、機能強化策を推進するよう要請します。

(主な取組)

・建物、機器等の耐震性の向上及びライフラインの多重化の推進

感染症等予防対策(リスクシナリオ 2-3、2-7)

避難場所、被災地区での感染症や食中毒の発生やまん延防止のため、平常時から感染症等予防対策に取り組みます。

(主な取組)

- ・予防接種の実施や消毒, 衛生害虫駆除を行うための体制等の整備
- ・公共下水道・農業集落排水事業区域外での合併浄化槽への転換促進

災害ボランティアの活動体制の強化(リスクシナリオ6-2、6-5)

災害発生時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関等と連携しながら、環境整備に努めます。

(主な取組)

- ・社会福祉協議会等との情報共有, 連携強化, 支援
- ・ボランティアの確保、資質向上のための各種研修、訓練等の支援
- ・震災建築物応急危険度判定、訓練等の実施やコーディネーターの確保
- ・被災宅地危険度判定訓練等の実施や判定士の確保
- ・被災者の支援に関するニーズの把握や被災地へのボランティアの派遣等のコーディネートを行う人材の育成
- ・地域住民の避難場所や災害ボランティアの集合場所にある文化財の保護

【重要業績評価指標(KPI)】	【現状値】	【目標値】
・自主防災組織世帯カバー率	71.1%(R6)	同程度(R12)
・防災メール登録者数	1,458人(R6)	増加(R12)
・全小・中学校の防災訓練実施率	100%(R6)	100%(R12)
・非合併浄化槽利用者数	4,769人(R6)	4,500人(R12)

(4)産業・経済

【再掲】物資、資機材等の備蓄・調達体制の整備(リスクシナリオ2-4、2-6)

災害発生直後の被災市民等の生活を確保するため、必要となる物資の現物備蓄及び流通備蓄に計画的に取り組めます。

(主な取組)

- ・民間業者との新たな協定締結や防災協力事業所等登録制度の推進【再掲】

本社機能等の移転(リスクシナリオ4-1)

国全体の強靱強靱化に貢献する観点から、首都直下地震等、首都機能に甚大な被害を生じる災害が発生した場合における事業継続に資するよう、東京圏等に立地する企業の本社機能等の移転を促進します。

(主な取組)

- ・企業訪問やセミナーによる本町のPR活動と企業誘致の推進
- ・企業ニーズを踏まえた産業団地の整備
- ・新規立地企業に対する助成制度の拡充
- ・本町へ本社機能や研究所を移転する企業への支援

【再掲】道路の防災・減災対策(リスクシナリオ1-4、2-4、4-3、6-1)

災害発生時においても、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の防災・減災対策を推進します。

(主な取組)

- ・災害履歴がある箇所での防災・減災対策の実施【再掲】
- ・建設業者との維持管理業務委託契約締結による道路施設の応急復旧体制の整備【再掲】

【再掲】道路ネットワークの構築(リスクシナリオ2-4、2-6、5-1)

ネットワーク型コンパクトシティの形成を見据え、優先度や管理水準の見直しなどを図りながら、緊急輸送道路等の道路ネットワークの計画的な整備、耐震化、維持管理を推進するとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係者間で協議の上、随時指定路線の見直し等を行います。

(主な取組)

- ・緊急輸送道路に指定されている路線等の計画的な整備、耐震化、維持管理【再掲】
- ・避難路沿道建築物の耐震化の促進【再掲】
- ・緊急輸送道路指定路線の随時の見直し、変更等【再掲】
- ・緊急輸送道路の途絶を迅速に解消するための関係機関の連携等による装備資機材の充実、情報共有体制の整備【再掲】

【再掲】交通結節点への連携強化(リスクシナリオ4-3)

大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合に備えた対策を推進するとともに、災害に対する予防や発生時における応急対策(防災・減災)、速やかな復旧・復興に資する都市施設の整備を促進します。

(主な取組)

・避難路、物資輸送路等の整備促進【再掲】

農林水産業に係る生産基盤等の防災力の強化(リスクシナリオ4-4)

災害発生時の被害を最小化させるため、農業水利施設や農林水産業共同利用施設などの生産基盤等の整備・修繕を推進します。

(主な取組)

・農業用ダム、ため池、取水堰等の新設・修繕
・ほ場整備事業による生産基盤の強化

ライフラインの災害対応力強化(リスクシナリオ5-2)

災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関と連携しながら、災害対応力を強化します。

(主な取組)

・電気、ガス、通信などのライフライン関係機関と連携した、災害対策上重要な設備の耐震化の促進
・危険物施設における緊急時に備えた訓練の実施

自立分散型エネルギーの導入促進(リスクシナリオ5-2)

大規模災害発生時における電源を確保するため、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用に加えて蓄電池との組合せを促進し、さらに、コージェネレーション等の導入促進により、エネルギーの自立分散化を図ります。

(主な取組)

・太陽光発電や蓄電池の自立分散型エネルギーの導入促進

【再掲】農業集落排水施設の老朽化対策(リスクシナリオ5-3)

災害発生時においても、継続的に汚水処理機能を確保するため、機能診断を踏まえた老朽化対策を推進します。

(主な取組)

・機能診断を踏まえた老朽化対策の着実な推進【再掲】

農林道の整備(リスクシナリオ4-3)

災害発生時における避難路を確保するため、迂回路として活用しうる農道や林道の把握及び必要な整備に努めます。

(主な取組)

- ・農林道の保全・整備

農業水利施設の長寿命化対策及び耐震化(リスクシナリオ1-2)

被災した場合に、農業生産等への影響が大きい農業用ため池や揚水機場等の基幹的農業水利施設の長寿命化対策及び耐震化を推進します。

(主な取組)

- ・防災重点農業用ため池の防災工事の実施
- ・各農業用施設の管理者における、機能診断や補修, 耐震化等の促進に向けた支援

農地・農業用水利施設等の適切な保全管理(リスクシナリオ4-5)

農業・農村が有する国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全等の多面的機能の発揮に向けて取り組めます。

(主な取組)

- ・優良農地の確保や、地域の共同による農地・農業用水利施設の保全活動等の促進
- ・地域の農業生産活動の継続を支援

森林の適切な保全・管理(リスクシナリオ4-5)

森林が有する林産物の供給、水資源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能の維持・増進を図ります。

(主な取組)

- ・森林整備の推進
- ・森林ボランティア等による保全活動の推進
- ・デジタル化した森林情報等の利用促進

地籍調査の推進(リスクシナリオ6-3、6-4)

災害発生時の迅速な復旧・復興に資する、現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査を推進します。

(主な取組)

- ・地籍調査の推進

建設業による道路啓開等の復旧・復興を担う人材を含めた労働者の育成・確保 (リスクシナリオ5-3、6-2、6-4)

高齢化の進行や、若年入職者の減少による担い手不足が見込まれる職種を含め、将来の労働者等の確保を推進します。

(主な取組)

- ・雇用促進普及啓発事業の推進等

【重要業績評価指標(KPI)】	【現状値】	【目標値】
・災害時協力協定締結事業者数	29(R6)	同程度(R12)
・太陽光発電設備導入世帯数	474世帯(R6)	590世帯(R12)
・防災重点農業用ため池改修率	0%(R6)	100%(R12)
・地籍調査進捗率	26.5%(R6)	38.1%(R12)

第4章 計画の推進及び進捗管理

1 優先的に取り組む施策

限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるためには、優先的に取り組む施策を明確にして、重点的に取組を進める必要があります。

本計画では、第2章で設定したリスクシナリオ単位で施策の重点化を図ることとし、「人命の保護」を最優先として、起きてはならない事態が回避されなかった場合の影響の大きさ等の観点から、次のリスクシナリオを回避するための施策について、優先的に取り組むこととします。

優先的に取り組む施策に係るリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		No.	リスクシナリオ
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐこと	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊、密集市街地や不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生
		1-2	河川の大規模氾濫等に伴う広域かつ長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4	暴風雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐこと	2-1	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
3	必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1	町の職員・施設等の被災による大幅な機能低下

以上を踏まえると、「第3章 強靱化の推進方針」において整理した施策分野ごとの推進方針のうち、優先的に取り組む施策の項目は、次のとおりとなります。

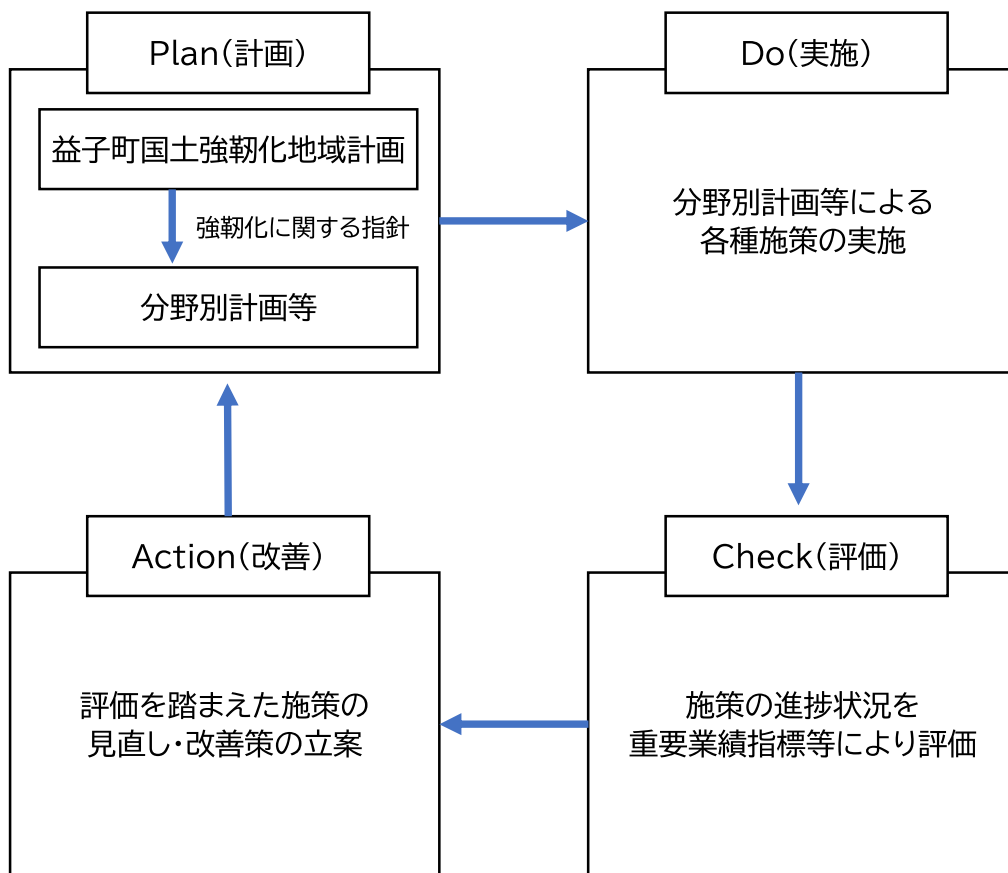
優先的に取り組む施策の項目

施策分野	項目【リスクシナリオNo.】
1 行政機能／消防	I 情報の収集・伝達体制の確保【1-5】
	II 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備【2-4】
	III 防災拠点機能の確保【3-1】
	IV 避難所の環境整備、運営等支援【2-2、2-3、2-4】
	V 業務継続体制の整備・人材育成【3-1】
	VI 火災予防に関する啓発活動、地域の消防力の確保【1-1、1-4】
	VII 他の自治体等との受援・応援体制の整備【3-1】
	VIII 消防広域応援体制、災害警備体制の整備【2-1、3-1】
2 都市・インフラ	I 住宅、建築物等の耐震化【1-1】
	II 社会資本等の老朽化対策【1-1】
	III 老朽空き家対策【1-1】
	IV 市街地整備【1-1、1-2、2-4】
	V 総合的な水害対策【1-2】
	VI 総合的な土砂災害対策【1-3】
	VII 上下水道の耐震化【1-1、2-3、2-4、2-7】
3 町民生活	I 防災意識の高揚、防災教育の実施【1-5】
	II 地域防災力の向上【1-4】
	III 町民等への災害情報の伝達【1-5】
	IV 避難行動要支援者対策【1-5】
	V 医療機関におけるライフラインの確保【2-2】
	VI 感染症予防対策【2-3、2-7】
4 産業・経済	I 道路の防災・減災対策及び耐震化【1-4】
	II 緊急輸送体制の整備【2-2、2-4】
	III 農業水利施設の老朽化対策及び耐震化【1-2】

2 各種施策の推進及び進捗管理

本計画の推進方針に基づく各種施策については、本町の分野別計画等と連携しながら、計画的に推進するとともに、進捗管理及び評価を行います。

本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて改善を図りながら、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心のまちづくりを進めていきます。



【別紙 1】リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐこと

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊、市街地や不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生

【住宅・建築物の耐震化】

・住宅の耐震化については、民間住宅の耐震化が課題となっていることから、助成による支援などに取り組むとともに信頼できる施工業者の確保により、所有者の不安を払拭する必要がある。

・学校等、多数の者が利用する建築物等について、国の支援制度等を有効活用するとともに、耐震化の促進を図る必要がある。

・大規模盛土造成地の適正管理や耐震化を促進する必要がある。

【社会福祉施設の耐震化】

・社会福祉施設について、国の支援制度等を有効活用するとともに、耐震化の促進を図る必要がある。

【医療機関等における防火対策等】

・多くの人命に関わる医療機関や社会福祉施設などにおいて、国の支援制度等を有効活用し、防火対策(スプリンクラー設置等)等の促進を図る必要がある。

【非構造部材の耐震対策】

・天井、外壁、窓ガラス、エレベーター、エスカレーター等の非構造部材について、安全対策の促進を図る必要がある。

・町内全域にある危険のおそれのあるブロック塀等に対し、安全確保を図る必要がある。

【社会資本等の老朽化対策】

・高度経済成長期に整備された社会資本等が、今後一斉に老朽化していくことが見込まれることから、「益子町公共施設等総合管理計画」等に沿って適切な維持管理等を行う必要がある。

【老朽空き家対策】

・老朽化した危険な空き家は、倒壊等により避難や救助の妨げとなるおそれがあることから、適正管理や活用・除却を促進していく必要がある。

【市街地整備】

・避難路、物資輸送路、幹線道路の無電柱化など、災害時の被害拡大防止や被災時の通行確

保及び応急対策(防災・減災)、速やかな復旧・復興に資する市街地整備を促進する必要がある。

【火災予防に関する啓発活動、地域の消防力の確保】

・大規模な震災発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防団員の確保や資質の向上などの消防組織の充実・強化や町、消防本部における消防施設の充実、広域的な消火応援受入体制の整備を促進する必要がある。

【水道施設の耐震化等】

・消防水利の喪失を防ぐため、水道施設の耐震化や老朽化対策を促進する必要がある。

1-2 河川の大規模氾濫等に伴う広域かつ長期的な浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

【河川改修等の治水対策】

- ・災害発生時の防災・減災対策、早期復旧のための資機材等を平常時から確保するとともに、適切な運用を図る必要がある。
- ・気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策である流域治水を進める必要がある。
- ・情報通信技術(ICT)を活用した洪水予報、雨量・河川水位等の防災情報の提供など、必要な防災情報を随時入手できる体制を強化する必要がある。
- ・浸水想定区域の指定箇所など、災害のおそれがある危険箇所について住民への周知を図るとともに、洪水から地域住民が円滑に避難できるよう、洪水ハザードマップの有効活用する必要がある。
- ・ダム洪水調節時における空き容量を確保するため、予測降雨量に応じた的確に事前放流を実施する必要がある。
- ・居住や都市機能を誘導する区域内に洪水浸水想定区域等の災害ハザードエリアが残存する場合には、町が策定する立地適正化計画において、適切な防災・減災対策を防災指針として位置付けるよう、策定していく必要がある。
- ・地域の防災・減災に貢献する「田んぼダム」について、取組の利点や導入に際しての留意事項について農業者や地域住民を含め、理解を深める必要がある。
- ・避難行動要支援者個別支援計画の作成を進める必要がある。
- ・避難確保計画を作成していない医療施設、高齢者、障害者及び児童福祉施設に対する指導を行う必要がある。

【応急復旧体制の整備】

・道路啓開や、被災した公共土木施設の応急復旧を迅速に行う体制を整備する必要がある。

【ダム管理施設の老朽化対策】

・ダム管理施設について、長寿命化計画に基づき効果的・効率的な維持管理及び設備更新を推進するとともに新技術等の活用によるコスト縮減を図る必要がある。

【総合的な土砂災害対策】

・土砂災害が発生した場合、人家への被害や、公共施設・交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設の整備を推進していく必要がある。

・砂防設備の堆積土除去など、土石流等による被害を最小限にするための減災対策を推進する必要がある。

【農業水利施設の長寿命化対策及び耐震化】

・被災した場合に農業生産等への影響が大きい基幹的農業水利施設(頭首工、農業用ため池、排水機場等)の損壊等による被害を防止するため、施設の対策工事費用や維持管理費用の低減を図りながら、ストックマネジメントの考え方を踏まえた施設の重要度や劣化状況に応じた長寿命化や耐震化等の対策を推進する必要がある。

・防災重点農業用ため池について、健全度評価の結果、対策が必要と判明した施設の決壊リスクを低減させるため、優先順位を定めて計画的に防災対策を推進する必要がある。

・大雨や地震時に、迅速かつ安全にため池の状況を確認できる情報通信技術(ICT)を活用した監視システムの導入が進むよう、関係団体と連携し、ため池管理者の理解促進を図る必要がある。

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

【応急復旧体制の整備】(再掲)

・道路啓開や、被災した公共土木施設の応急復旧を迅速に行う体制を整備する必要がある。

【総合的な土砂災害対策】

・土砂災害が発生した場合、人家への被害や、公共施設・交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、土砂災害防止施設の整備を推進していく必要がある。

・土砂災害警戒区域内の重点整備箇所(要配慮者利用施設、避難場所、公共的建物、特別警戒区域内の保全対象人家5戸以上)について、着実に土砂災害防止施設の整備を進める必要がある。

・砂防設備の堆積土除去など、土石流等による被害を最小限にするための減災対策を推進する必要がある。

・土砂災害から地域住民が円滑に避難できるよう、平時や大雨時における警戒周知や、防災ハザードマップの有効活用を行う必要がある。

・居住や都市機能を誘導する区域内に洪水浸水想定区域等の災害ハザードエリアが残存する

ため、町が策定する立地適正化計画において、適切な防災・減災対策を防災指針として位置付けるよう、策定していく必要がある。

【山地防災対策】

・山地災害防止に係る普及啓発や、ボランティア活動を通じて、地域コミュニティ等と連携し、地域の山地防災力の向上を図る必要がある。

【森林の適切な整備・保全】

・森林が有する林産物の供給、水資源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能の維持・増進を図るため、デジタル技術等を活用しながら、造林、間伐等の森林整備を効率的に推進するとともに、治山対策、森林ボランティア等による保全活動や環境教育等を推進する必要がある。

【火山噴火対策】

・本町の近隣に火山はないものの、噴火による火山灰の影響が出た際の対応を検討する必要がある。

1-4 暴風雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

【道路施設整備】

・道路の無電柱化や除雪体制の強化など、暴風雨や豪雪時の災害時において被害拡大の防止及び円滑な通行を確保する必要がある。

【予防伐採の推進】

・災害時の停電や倒木による被害拡大を防止するため、電線管理者等と調整を図り予防伐採を推進する必要がある。

【応急復旧体制の整備】(再掲)

・道路啓開や、被災した公共土木施設の応急復旧を迅速に行う体制を整備する必要がある。

【地域防災力の向上】

・災害発生時に対応できる体制を整えるため、消防団員を確保するための若者・女性・学生・企業等へのアプローチや、団員減少の中での効率的な団運営を検討していく必要がある。また、地区防災計画の策定や防災訓練の実施など自主防災組織の活性化に向けて引き続き取り組んでいく必要がある。

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【防災意識の向上、防災教育の実施】

・災害発生時に町全体で円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市町及び関係機

関・民間団体等と連携して、町民の防災意識の高揚に努めるとともに、児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設の管理者及び職員に対する防災教育を実施する必要がある。

【地域防災力の向上】

・災害発生時に対応できる体制を整えるため、消防団員を確保するための若者・女性・学生・企業等へのアプローチや、団員減少の中での効率的な団運営を検討していく必要がある。また、地区防災計画の策定や防災訓練の実施など自主防災組織の活性化に向けて引き続き取り組んでいく必要がある。

【情報の収集、伝達体制の確保】

・災害発生時に、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するため、より効果的な体制を確立する必要がある。

【住民等への災害情報の伝達】

・逃げ遅れゼロを目指した分かりやすい防災情報の提供のため、災害情報共有システム(Lアラート)をはじめ、緊急速報メール、SNS、防災アプリ等の活用を促進するとともに、災害情報伝達体制を整備する必要がある。

【避難行動要支援者対策】

・災害発生時の一連の行動に支援を必要とする避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成や要配慮者利用施設の避難確保計画の策定促進及び情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備する必要がある。

【外国人対策】

・言語の違い等により、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化や、災害時外国人サポーター及び災害時外国人キーパーソンの確保等、支援体制を整備する必要がある。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐこと

2-1 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【消防広域応援体制の整備】

・町内で発生した大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするため、消防の広域応援体制の整備を行うとともに、消防本部等と連携を図りながら訓練等を実施していく必要がある。

【災害警備体制の整備】消防団における救助活動用装備資機材の充実を図るとともに、救助

活動の即応能力の向上に資する実践的な訓練等を推進する。

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【被災地における保健医療福祉活動への支援体制の整備】

・被災地における医療救護活動や避難所等における健康管理等の情報収集、連絡調整等の指揮調整機能が円滑に実施されるよう、職員の技術向上を図るための研修や訓練等を行う必要がある。

【緊急輸送体制の整備】

・緊急車両の円滑な交通を確保するため、災害に強い救急医療機関へのアクセス路や緊急輸送道路等の整備を進めるとともに、電柱倒壊リスクがある市街地の緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要がある。

【応急復旧体制の整備】(再掲)

・道路啓開や、被災した公共土木施設の応急復旧を迅速に行う体制を整備する必要がある。

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

【平時からの予防対策】

・避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平常時から消毒や害虫駆除を行うための体制等の構築など、感染症予防対策を行う必要がある。
・医薬品等について、災害時においても供給を受けられる体制の構築に向けた検討を行う必要がある。
・災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)及び災害福祉支援チーム(DWAT)や関係団体との連携を強化する必要がある。

【上下水道施設の耐震化】

・大規模地震発生時における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、関係機関とも連携し、上下水道施設の耐震化、老朽化対策を促進する必要がある。

【社会福祉施設等の耐震化】

・社会福祉施設等について、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。

【避難所の環境整備、運営等支援】

・要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送ることができるよう、トイレ、食事、就寝等、避難所の環境整備や、運営等への支援に取り組む必要がある。

・デジタル技術を活用した避難所運営を検討する必要がある。

【被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援】

・被災者が、一人ひとりの事情や状況に応じて、被災直後から生活再建まで切れ目なく適切な支援が受けられるよう、災害時に機能する体制を構築していく必要がある。

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止

【物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備】

・災害発生時に被災地域住民等の生活を確保するため、計画的な現物備蓄の推進や、事業者等との協定などに基づく流通備蓄の実施により、食料、生活必需品を確保するほか、避難所への供給方法を確立する必要がある。

・災害発生時において緊急医療の迅速な対応を図るため、医療機関、医薬品卸売業者等と連携しながら、医薬品、資器材等の計画的な備蓄を推進する必要がある。

・災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速かつ円滑な確保を図るため、防災用資機材の計画的な備蓄を推進する必要がある。

【緊急輸送体制の整備】

・災害発生時においても円滑な人流、物流を確保し、経済活動の維持を図るためには、道路等の整備を進める必要がある。

【道路の防災・減災対策及び耐震化】

・緊急輸送道路に指定されている路線等について、計画的な整備や維持管理等に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係者間で協議の上、指定路線の見直し等を随時行う必要がある。

・災害発生時においても円滑な人流、物流を確保し、経済活動の維持を図るためには、高規格道路、重要物流道路及びI C アクセス道路等の整備を進める必要がある。

【道路施設の老朽化対策】

・道路施設について、老朽化対策と併せ、長寿命化計画に沿った予防保全を推進する必要がある。

【応急復旧体制の整備】(再掲)

・道路啓開や、被災した公共土木施設の応急復旧を迅速に行う体制を整備する必要がある。

【水道施設の耐震化等】

・災害発生時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、基幹管路をはじめとする水道施設の耐震

化や老朽化対策を促進する必要がある。

【避難所の環境整備、運営等支援】(再掲)

- ・要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送ることができるよう、トイレ、食事、就寝等、避難所の環境整備や、運営等への支援に取り組む必要がある。
- ・デジタル技術を活用した避難所運営を検討する必要がある。

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱

【関係機関等との連携強化】

- ・平常時から、市町や公共交通機関等の関係機関と連携し、連絡体制の整備、収容施設や代替輸送手段の確保など、帰宅困難者の受入態勢を整備する必要がある。

【事業所等における備蓄の促進】

- ・大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合、交通機関、観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者、従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する必要がある。

【交通結節点への通行確保】

- ・災害発生時においても交通結節点への安全かつ円滑な通行を確保するため、交通結節点に直接接続し、円滑な乗り換えや乗り継ぎの確保に必要となる幹線道路の整備や、交通広場などの代替輸送車両等の滞留の用に供する空間の整備を推進する必要がある。

2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【孤立可能性集落における対策の推進】

- ・災害発生時に交通や情報通信の手段の途絶等により孤立する可能性のある集落(孤立可能性集落)に通じる道路防災危険箇所の対策を推進するとともに、孤立発生時の迅速な救助のために必要な通信手段や資機材の整備等を推進する必要がある。

【避難場所・緊急用ヘリポート用地の確保】

住民の避難先となる施設や、道路交通が応急復旧するまでの間、救助活動や物資輸送を行うヘリコプターの離着陸に適した土地を確保する必要がある。

【道路施設整備】(再掲)

- ・道路の無電柱化や除雪体制の強化など、暴風雨や豪雪時の災害時において被害拡大の防止及び円滑な通行を確保する必要がある。

【応急復旧体制の整備】(再掲)

・道路啓開や、被災した公共土木施設の応急復旧を迅速に行う体制を整備する必要がある。

【予防伐採の推進】(再掲)

・災害時の停電や倒木による被害拡大を防止するため、電線管理者等と調整を図り予防伐採を推進する必要がある。

2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

【平時からの予防対策】

・避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平常時から消毒や害虫駆除を行うための体制等の構築など、感染症予防対策を行う必要がある。

・医薬品等について、災害時においても供給を受けられる体制の構築に向けた検討を行う必要がある。

・災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)及び災害福祉支援チーム(DWAT)や関係団体との連携を強化する必要がある。

【上下水道施設の耐震化】(再掲)

・大規模地震発生時における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、上下水道施設の耐震化、老朽化対策を促進する必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保すること

3-1 町の職員・施設等の被災による大幅な機能低下

【町の防災拠点機能の確保・強化】

・大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点について、関係機関と連携を図りながら、計画的に整備していく必要がある。

【業務継続体制の整備】

・町の業務継続計画(BCP)の実効性を高めるため、組織改編、業務内容や施設設備の変更等があった場合には、必要な計画の改定を行うほか、訓練等の実施、検証を通じた新たな課題等の洗い出しによる継続的な改善を行うことで、災害対応力の向上を図るとともに、業務継続計画の実効性の向上を図るため、国の指針等に応じ、計画の見直しを行うなど、町の業務継続体制を強化する必要がある。

【他の自治体等との受援・応援体制の整備】

・災害時における人的応援等の受入れに関する受援計画(以下、受援計画)の実効性を確保するため、計画に基づく訓練の実施や計画の見直しなどの取組を推進するとともに、町受援計画の見直しや訓練を実施していく必要がある。

・大規模災害発生時に被災自治体へ派遣する職員を事前に選定するなど、迅速かつ円滑な応援が実施できる体制を構築するとともに、支援業務に精通した職員の育成を図る必要がある。

【首都直下地震等への対応】

・首都直下地震等の大規模災害が発生した場合、東京圏における人的・物的被害や経済被害は甚大なものになると予想され、我が国の存亡に関わる喫緊の根幹的課題となっていることから、対応について検討する必要がある。

4 経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせないこと

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞

【町内事業者における事業継続計画(BCP)の策定支援】

・事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、引き続き、啓発セミナーの開催や計画の策定・見直し・訓練に取り組む事業者の個別支援、策定を支援する人材の育成など、町内事業者におけるBCPの策定支援に取り組む必要がある。

【本社機能を有する工場等の立地促進】

・我が国全体の強靱化に貢献する観点から、首都直下地震等、首都機能に甚大な被害を生じる災害が発生した場合でも事業継続が担保されるよう、東京圏等に立地する企業の本社機能や、バックアップ拠点・代替生産ライン機能を持つ工場等の立地に向けた取組を推進する必要がある。

【エネルギーの安定供給】

・大規模災害発生時において、長期停電を回避するための電源確保が重要であることから、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用やコージェネレーション等の分散型エネルギーの導入拡大等によりエネルギーの安定供給を図る必要がある。

【道路施設整備】(再掲)

・道路の無電柱化や除雪体制の強化など、暴風雨や豪雪時の災害時において被害拡大の防止及び円滑な通行を確保する必要がある。

【応急復旧体制の整備】(再掲)

・道路啓開や、被災した公共土木施設の応急復旧を迅速に行う体制を整備する必要がある。

4-2 有害物質の大規模拡散・流出による荒廃

【有害物質の拡散・流出対策】

・地震発生時に倒壊建屋等からの有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響

を防止するための対策を進める必要がある。

【原子力災害対策の推進】

・近隣の原子力発電所等における異常事態等が発生した場合に、町民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実、緊急時のモニタリング体制の強化など、原子力災害対策を推進する必要がある。

4-3 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

【道路の防災・減災対策及び耐震化】(再掲)

・災害発生時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、過去に災害履歴がある箇所や事前通行規制区間の解消が求められる箇所等について、防災・減災対策を実施する必要がある。

・緊急輸送道路に指定されている路線等について、計画的な整備や維持管理等に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係者間で協議の上、指定路線の見直し等を随時行う必要がある。

・災害発生時においても円滑な人流、物流を確保し、経済活動の維持を図るためには、高規格道路、重要物流道路及びICアクセス道路等の整備を進める必要がある。

【緊急輸送体制の整備】(再掲)

・災害発生時においても円滑な人流、物流を確保し、経済活動の維持を図るためには、道路等の整備を進める必要がある。

【交通結節点への通行確保】(再掲)

・災害発生時においても交通結節点への安全かつ円滑な通行を確保するため、交通結節点に直接接続し、円滑な乗り換えや乗り継ぎの確保に必要となる幹線道路の整備や、交通広場などの代替輸送車両等の滞留の用に供する空間の整備を推進する必要がある。

【空中輸送体制の整備】

・災害発生時に陸上輸送に支障をきたす場合に備え、臨時ヘリポートの選定等、必要な措置を講じる必要がある。

【市街地整備】(再掲)

・避難路、物資輸送路、幹線道路の無電柱化など、災害時の被害拡大防止や被災時の通行確保及び応急対策(防災・減災)、速やかな復旧・復興に資する市街地整備を促進する必要がある。

4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

【物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備】(再掲)

・災害発生時に被災地域住民等の生活を確保するため、計画的な現物備蓄の推進や、事業者等との協定などに基づく流通備蓄の実施により、食料、生活必需品を確保するほか、避難所への供給方法を確立する必要がある。

【農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化】

・農業水利施設などの生産基盤等における災害発生時の被害を最小化させるため、農業用ダム、頭首工、排水機場等の管理者による維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成・確保など、管理体制の強化を促進する必要がある。

・台風や雪害等に強い低コスト耐候性ハウスの導入を促進する必要がある。

・農業用施設及び林業用施設の異常な兆候の早期発見や故障等への早期対応を図るため、施設管理者による平常時における点検を促進する必要がある。

・農林水産業共同利用施設について、管理者による平常時からの適切な施設管理を促進する必要がある。

・農業水利施設などの生産基盤等を将来にわたって持続的に発揮させるため、地域農業の営農形態の変化に対応した施設の集約・再編を促進する必要がある。

4-5 農地・森林や生態系等の被害による荒廃・多面的機能の低下

【農地・農業水利施設等の適切な保全管理】

・農業・農村が有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能が発揮されるよう、地域の共同による農地・農業用水利施設等の保全活動や中山間地域等における活動の広域化やスマート農業の導入による生産活動への支援等を推進する必要がある。

【森林の適切な整備・保全】(再掲)

・森林が有する林産物の供給、水資源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能の維持・増進を図るため、デジタル技術等を活用しながら、造林、間伐等の森林整備を効率的に推進するとともに、治山対策、森林ボランティア等による保全活動や環境教育等を推進する必要がある。

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させること

5-1 防災・災害対応に必要な通信インフラが機能停止し、災害情報等の伝達不能

【電源の確保】

・災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有を図るため、停電による公衆回線の使用不能等の事態に備え、関係機関が設置している発電機の老朽化対策を促進するなど、災害時に安定した電源を確保する必要がある。

【情報の収集、伝達体制の確保】(再掲)

・災害発生時に、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するため、より効果的な体制を確立する必要がある。

【住民等への災害情報の伝達】(再掲)

・逃げ遅れゼロを目指した分かりやすい防災情報の提供のため、災害情報共有システム(Lアラート)をはじめ、緊急速報メール、SNS、防災アプリ等の活用を促進するとともに、災害情報伝達体制を整備する必要がある。

【外国人対策】

・観光客を含めた外国人の安全を確保するための情報発信や支援体制を整備する必要がある。

【道路施設整備】(再掲)

・道路の無電柱化や除雪体制の強化など、暴風雨や豪雪時の災害時において被害拡大の防止及び円滑な通行を確保する必要がある。

【応急復旧体制の整備】(再掲)

・道路啓開や、被災した公共土木施設の応急復旧を迅速に行う体制を整備する必要がある。

【栃木県データ連携基盤の整備】

・データ連携基盤整備後も引き続き、連携するデータやシステムの充実を図り、県民に提供する情報をさらに充実させる必要がある。

・災害発生時に備え、データをバックアップする体制を整備しておく必要がある。

5-2 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止

【ライフラインの災害対応力強化】

・災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス、上下水道などのライフライン関係機関と連携しながら、発電施設、ガス導管網の耐震化、LPガス充てん所における緊急時に備えた訓練の実施など、災害対応力を強化する必要がある。

【エネルギーの安定供給】(再掲)

・大規模災害発生時において、長期停電を回避するための電源確保が重要であることから、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用やコージェネレーション等の分散型エネルギーの導入拡大等によりエネルギーの安定供給を図る必要がある。

【予防伐採の推進】(再掲)

・災害時の停電や倒木による被害拡大を防止するため、電線管理者等と調整を図り予防伐採を推進する必要がある。

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

【水道施設の耐震化等】(再掲)

・災害発生時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、基幹管路をはじめとする水道施設の耐震化や老朽化対策を促進する必要がある。

【上下水道施設の耐震化】(再掲)

・大規模地震発生時における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、上下水道施設の耐震化、老朽化対策を促進する必要がある。

【工業用水の供給】

・災害発生時においても、給水機能を確保し、受水企業に安定して工業用水を供給するため、施設の耐震化、老朽化対策を計画的に実施する必要がある。

【農業集落排水施設の老朽化対策及び耐震化】

・農業集落排水施設の長期的な汚水処理機能を確保するため、最適整備構想に基づく機能保全・強化対策等を着実に進めていく必要がある。

【予防伐採の推進】(再掲)

・災害時の停電や倒木による被害拡大を防止するため、電線管理者等と調整を図り予防伐採を推進する必要がある。

【復旧・復興を担う人材の育成・確保】

・建設業における高齢化の進行や、離職者の増加、若年入職者の減少による担い手不足により、技能継承の阻害が懸念されることから、将来の建設業を担う技術者・技能労働者等の育成・確保を図る必要がある。

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

【復興の事前準備】

・復興事業に携わる担当者の行動指針である「栃木県都市復興ガイドライン」に基づき、復興事前準備の取組を検討する必要がある。

【道路施設の応急復旧体制の整備】

・統合管理業務委託や災害協定を締結することで、あらかじめ各建設業者が担当する区域等を定めることにより、迅速に応急対策を行える体制を整備する必要がある。

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

【復旧・復興を担う人材の育成・確保】（再掲）

・建設業における高齢化の進行や、離職者の増加、若年入職者の減少による担い手不足により、技能継承の阻害が懸念されることから、将来の建設業を担う技術者・技能労働者等の育成・確保を図る必要がある。

【災害ボランティアの活動体制の強化】

・災害ボランティアの活動を支援するため、ボランティア活動の主体となる社会福祉協議会・NPO 等との情報共有やボランティアの資質向上のための各種研修、訓練等を実施する必要がある。

【被災者生活再建支援業務に関する体制の強化】

・平時から被災者生活再建支援業務に精通した職員を育成するとともに、県内市町間でより円滑な相互応援が実施できる体制を構築する必要がある。また、デジタル活用等により、支援業務の迅速化・効率化を図る必要がある。

【災害時の保健・医療・福祉を担う人材の確保・育成】

・各種研修や訓練を通じて、人材の確保・育成や資質の向上を図る必要がある。

【被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援】（再掲）

・被災者が、一人ひとりの事情や状況に応じて、被災直後から生活再建まで切れ目なく適切な支援が受けられるよう、災害時に機能する体制を構築していく必要がある。

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物の処理体制の整備】

・関係機関等と連携し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要がある。

【地籍調査の促進】

・被災後の迅速な復旧・復興が可能となる現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査等の促進を図る必要がある。

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【復興の事前準備】

・復興事業に携わる担当者の行動指針である「栃木県都市復興ガイドライン」に基づき、復興事前準備の取組を検討する必要がある。(再掲)
・被災者の住まいの迅速な確保、再建のため、応急仮設住宅の迅速な供給及び円滑な運用を図る必要がある。

【地籍調査の促進】(再掲)

・被災後の迅速な復旧・復興が可能となる現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査等の促進を図る必要がある。

【復旧・復興を担う人材の育成・確保】(再掲)

・建設業における高齢化の進行や、離職者の増加、若年入職者の減少による担い手不足により、技能継承の阻害が懸念されることから、将来の建設業を担う技術者・技能労働者等の育成・確保を図る必要がある。

【災害ボランティアの活動体制の強化】(再掲)

・災害ボランティアの活動を支援するため、ボランティア活動の主体となる社会福祉協議会・NPO 等との情報共有やボランティアの資質向上のための各種研修、訓練等を実施する必要がある。

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【文化財の防災対策等】

・貴重な文化財等を保存するため、防災・耐震対策を進めるとともに、災害時の協力体制の構築、デジタルを活用した防災マップの検討を進める必要がある。

6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響

【町内事業者における事業継続計画(BCP)の策定支援】(再掲)

・事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、引き続き、啓発セミナーの開催や計画の策定・見直し・訓練に取り組む事業者の個別支援、策定を支援する人材の育成など、町内事業者におけるBCPの策定支援に取り組む必要がある。

【災害廃棄物の処理体制の整備】(再掲)

・関係機関等と連携し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要がある。

ある。

【復興の事前準備】(再掲)

・復興事業に携わる担当者の行動指針である「栃木県都市復興ガイドライン」に基づき、復興事前準備の取組を検討する必要がある。

【別紙2】交付金・補助金対象事業一覧

(1) 行政機能／消防 ①行政機能

国土強靱化地域計画における位置づけ		交付金・補助金対象事業	国の交付金・補助金の名称 (活用見込み含む)
推進方針	主な取組		
防災拠点機能の確保及び防災上重要な町有建築物の耐震化	防災上重要な町有建築物の耐震化 特定天井等の非構造部材の耐震対策の推進	町営住宅の耐震化 防災拠点施設等(庁舎、体育館、町民会館等)の天井脱落防止対策	防災・安全交付金
	町役場庁舎や消防施設、学校及び給食センター、中央公民館、町民会館、総合体育館、避難所等の計画的な保全	防災拠点である庁舎の大規模改修	社会資本整備総合交付金(※)
		社会教育施設・文化施設等の整備	

(1) 行政機能／消防 ②消防

国土強靱化地域計画における位置づけ		交付金・補助金対象事業	国の交付金・補助金の名称 (活用見込み含む)
推進方針	主な取組		
火災予防に関する啓発活動、地域の消防力の確保	消防施設の計画的な保全 消防設備の充実	計画的な消防車両の更新	緊急防災減災債
		計画的な耐震性貯水槽(40m ³ 型)の整備	消防防災施設整備費補助金

(2) 都市・インフラ

国土強靱化地域計画における位置づけ		交付金・補助金対象事業	国の交付金・補助金の名称 (活用見込み含む)
推進方針	主な取組		
住宅、建築物の耐震化	病院、宿泊施設等、多数の者が利用する建築物の耐震化の促進	民間施設における、障害者等が長期的に避難生活を送れるスペースの整備	社会福祉施設等施設整備費補助金
		民間保育所等における旧耐震基準の建築物の建替えに伴う費用の一部助成	保育所等整備交付金 認定こども園施設整備交付金 子ども子育て支援整備交付金
		既存障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所等におけるスプリンクラー設備の整備	社会福祉施設等施設整備費補助金
			地域・介護福祉空間整備等施設整備交付金
	対象建築物(病院)に対する耐震改修補助金の交付	防災・安全交付金	
	住宅、ブロック塀等の耐震化の促進		旧耐震基準の木造住宅やブロック塀等に対する耐震化補助金の交付
避難路沿道建築物の耐震化の促進	避難路沿道の既存耐震不適格建築物に対する耐震化の普及啓発		

国土強靱化地域計画における位置づけ		交付金・補助金対象事業	国の交付金・補助金の名称 (活用見込み含む)
推進方針	主な取組		
社会資本の老朽化対策	道路・橋梁、上下水道等のインフラの長寿命化など計画的な維持管理・更新の推進	橋梁長寿命化修繕計画の策定(策定)橋梁定期点検、橋梁修繕工事	道路ストックメンテナンス補助金 防災・安全交付金
		公園施設の改修、公園遊具の改築事業、公園のバリアフリー化事業	
		老朽下水管渠更新工事	
		益子浄化センター改築事業	
社会資本の老朽化対策	公共建築物の長寿命化など計画的な維持管理・更新の推進	学校施設等の老朽化対策	学校施設環境改善交付金
		体育施設整備事業運動公園整備事業	社会資本整備総合交付金(※)
老朽危険空き家対策	危険な空き家の除却等に向けた支援制度の活用促進	老朽空き家除却事業 空き家リフォーム支援事業	社会資本整備交付金 防災・安全交付金 空き家対策総合支援事業
総合的な水害対策	河川の堤防・護岸整備などの河川改修の推進の要望 河川の体積土除去などの防災・減災対策の推進の要望	小貝川、百目鬼川、大羽川、小宅川、ぐみ川の改修	防災・安全交付金
総合的な土砂災害等の対策	土砂災害防止施設の整備推進の要望及び町有地における急傾斜地の整備	急傾斜地の整備	防災・安全交付金
道路ネットワークの構築	緊急輸送道路および防災上重要な道路の計画的な整備、耐震化、維持管理	避難路、物資輸送道路の整備 ・町道170号線ハイバス整備等	社会資本整備総合交付金(※)
		通学路整備事業 ・町道155号線整備等	防災・安全交付金 交通安全対策事業補助金
		狭あい道路整備促進事業	社会資本整備総合交付金(※)
都市機能の維持・誘導	居住や都市機能の適正な維持・誘導の推進(立地適正化計画の策定、用途指定区域における整備及び保全の整備及び保全の方針の策定)	役場周辺土地区画整理事業	社会資本整備総合交付金(※) 都市構造再編集中支援事業立地適正化事業補助金 防災・安全交付金 集約都市形成支援事業
		都市計画道路整備事業	
		百目鬼川沿線整備事業	
		公園・緑地・広場整備事業	
		電柱地中埋設化事業	
		図書館整備・中央公民館改修事業	
		役場周辺地区公共下水道整備事業	
病院移転事業			
下水道施設の耐震化	重要医療施設や避難所と処理場を結ぶ重要管渠の耐震化を推進	管渠、益子浄化センター耐震化事業	防災・安全交付金
下水道施設の耐水化	益子浄化センター施設の耐水化計画を策定し、計画に基づく整備促進	益子浄化センター耐水化事業	防災・安全交付金

(3) 町民生活

国土強靱化地域計画における位置づけ		交付金・補助金対象事業	国の交付金・補助金の名称 (活用見込み含む)
推進方針	主な取組		
避難行動要支援者対策	・「避難行動要支援者名簿」の活用 ・情報伝達・避難誘導等に迅速に対応するための体制整備	名簿を活用した情報伝達や安否確認などの支援体制整備 自主防災組織などの体制整備 スマホに防災無線放送内容の送信	緊急防災減災債
感染予防対策	公共下水道・農業集落排水事業区域外での合併浄化槽への転換促進	単独浄化槽・くみ取りトイレを合併浄化槽への転換促進	循環型社会形成推進交付金
災害ボランティアの活動体制の強化	地域住民の避難場所や災害ボランティアの集合場所にある文化財の保護	文化財保存事業	文化財保存事業費補助金

(4) 産業・経済

国土強靱化地域計画における位置づけ		交付金・補助金対象事業	国の交付金・補助金の名称 (活用見込み含む)
推進方針	主な取組		
農林水産業に係る生産基盤等の防災力の強化	農業用ダム、ため池、取水堰等の新設・修繕 ほ場整備事業による生産基盤の強化	農村地域防災減災事業 県営ほ場整備事業 農地耕作条件改善事業 水利施設等保全高度化事業 水利施設管理強化事業	農地防災事業補助金 農村地域防災減災事業補助金 農業水路等長寿命化防災減災事業交付金 防災・減災地域共同活動交付金
自立分散型エネルギーの導入促進	太陽光発電や蓄電池の自立分散型エネルギーの導入促進	低炭素化促進事業	地域における都市機能の集約及びレジリエンス強化を両立するモデル構築事業
農業集落排水施設の老朽化対策	機能診断を踏まえた老朽化対策の着実な推進	農業集落排水処理施設の改築更新	農山漁村地域整備交付金
農地・農業用施設等の適切な保全管理	優良農地の確保や、地域の共同による農地・農業用施設の保全活動等の促進	町内25組織が実施する農地等の多面的機能の維持や資源の質的向上を図るための支援	多面的機能支払交付金(※)
森林の適切な保全・管理	森林整備の推進	地域で実施する里山林の保全などの取組支援 地域環境保全活動などの取組支援	里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金
地籍調査の推進	地籍調査の推進	地籍調査事業	地籍調査費負担金

(※今後、他の交付金・補助事業等の活用可能性有)

【別紙3】資料編

【個別事業一覧】

種別	事業名	箇所・区間名	事業期間	総事業費(千円)	取組主体	該当リスクシナリオ
社会資本整備総合交付金	町道170号一の沢円道寺線バイパス整備事業	益子	R2~R9	250,000	益子町	2-4、4-3
社会資本整備総合交付金	町道155号線通学路整備事業	益子	R3~R8	80,000	益子町	2-4、4-3
社会資本整備総合交付金	町道4号線通学路整備事業	益子	R5~R11	170,000	益子町	2-4、4-3
社会資本整備総合交付金	町道192号線道路改良事業	埴	R8~R13	148,000	益子町	2-4、4-3
社会資本整備総合交付金	町道25号線通学路整備事業	大沢	R7~R12	148,000	益子町	2-4、4-3
社会資本整備総合交付金	町道31号線道路改良事業	上大羽	R7~R12	100,000	益子町	2-4、4-3
社会資本整備総合交付金	町道269号線道路改良事業	小泉	R7~R8	5,000	益子町	2-4、4-3
道路メンテナンス補助金	道路メンテナンス事業	全域	R2~R13	個別計画に基づく	益子町	1-1、2-4、4-3
循環型社会形成推進交付金事業	浄化槽設置整備事業	浄化槽処理区域	R8~R14	141,176	益子町	2-3
社会資本整備総合交付金	木造住宅耐震診断	全域	R8~R12	2,880	益子町	1-1
社会資本整備総合交付金	木造住宅耐震建替・改修	全域	R8~R12	25,940	益子町	1-1
社会資本整備総合交付金	ブロック塀等撤去	全域	R8~R12	3,000	益子町	1-1
社会資本整備総合交付金	役場周辺土地区画整理事業	益子	R2~R13	2,160,000	栃木県	1-1
社会資本整備総合交付金	地籍調査事業 上大羽V地区	上大羽の一部	R8	5,698	益子町	6-3
社会資本整備総合交付金	地籍調査事業 上大羽VI地区	上大羽の一部	R8	35,882	益子町	6-3
社会資本整備総合交付金	地籍調査事業 長堤II地区	長堤の一部	R8	32,594	益子町	6-3
地籍調査費負担金	地籍調査事業 大沢VI地区	大沢の一部	R8	5,842	益子町	6-3
地籍調査費負担金	地籍調査事業 大沢VII地区	大沢の一部	R8	33,980	益子町	6-3
地籍調査費負担金	地籍調査事業 長堤I地区	長堤の一部	R8	5,864	益子町	6-3
社会資本整備総合交付金	狭あい道路整備事業	全域	R7~R11	100,000	益子町	2-4、4-3
農業用ため池改修事業	農業水路等長寿命化防災減災事業	全域	R5~R10	300,000	益子町	1-2
農業用ため池改修事業	農村地域防災減災事業	全域	R5~R11	400,000	益子町	1-2
都市再生・地域再生整備事業	都市構造再編集中支援事業	益子	R6~R10	2,009,000	益子町	1-1
空き家再生等推進事業	空家対策総合支援事業	全域	R8~R12	25,000	益子町	1-1、2-2

本計画における基本法適用条文(一部抜粋)

【国土強靱化基本計画(P1)】

(国土強靱化基本計画)

第10条 政府は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化基本計画」という。)を、国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。

2 国土強靱化基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 国土強靱化基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野

(2) 国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針

(3) 前2号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3～6 (略)

【国土強靱化地域計画(P2)】

(国土強靱化地域計画)

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

【脆弱性評価の考え方(P6)】

(国土強靱化基本計画の案の作成)

第17条(第1項) 本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。

【事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ(P7)】

第17条(第3項) 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。

益子町国土強靱化地域計画

令和8年3月

<編集・発行> 益子町

〒321-4293 栃木県芳賀郡益子町大字益子 2030 番地

益子町総務部総合政策課

Tel.0285-72-8828 FAX0285-72-7601